

いばらき

第397号

# 雇用ニュース

2015年5月



「ネモフィラ（みはらしの丘・国営ひたち海浜公園・ひたちなか市）」（観光いばらき「写真ひろば」より）

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

## － おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 . . . . . 2
- ・ 「平成28年3月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる！ . . . . . 3
- ・ キャリアアップ助成金のご案内 . . . . . 4
- ・ 「平成27年度茨城雇用施策実施方針」の概要 . . . . . 5～6
- ・ 外国人労働者の雇用保険手続をお忘れなく！ . . . . . 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 . . . . . 8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

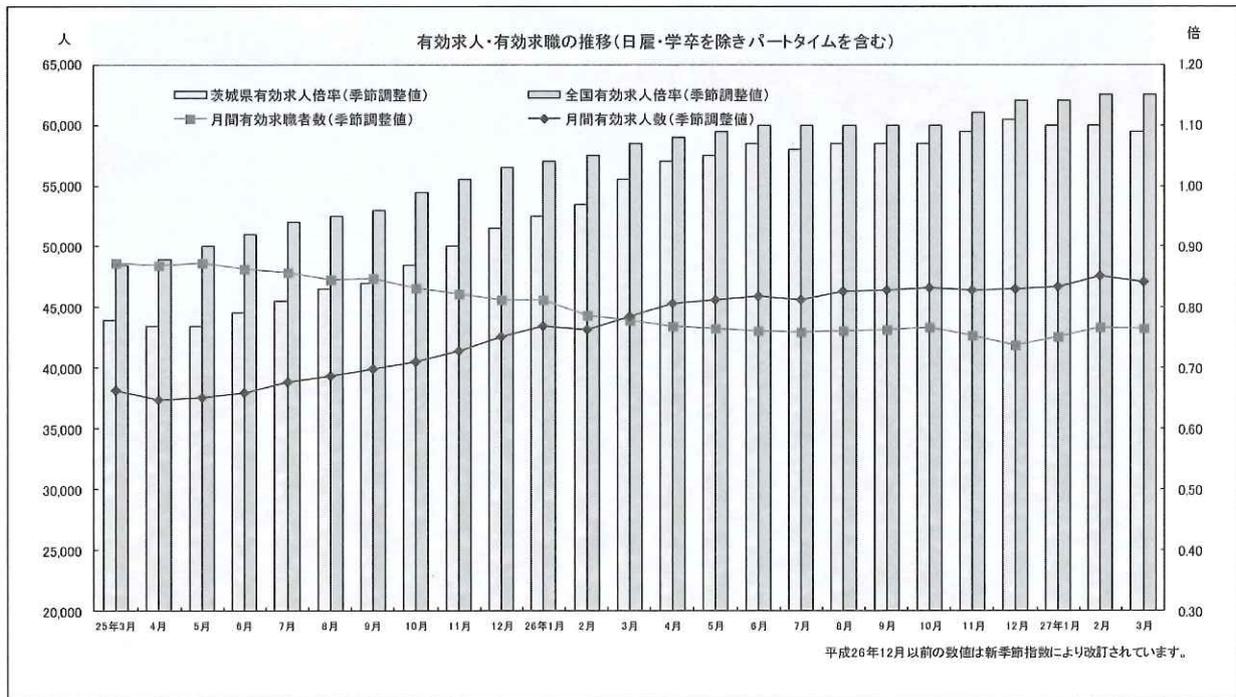
## 有効求人倍率 1.09倍

「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

### 1 概況

3月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は17,423人で、前年同月と比較して4.8%増と19ヶ月連続の増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同5.9%の増加となり、常用的パートタイムは同7.5%の増加となりました。新規求職申込件数は12,392人で前年同月比1.3%増と2ヶ月連続の増加となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同3.0%の減少、常用的パートタイムは同10.9%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同5.4%の減少となり、高齢求職者（60歳以上）は同10.2%の増加となりました。

有効求人数（原数値）は、50,961人で前年同月比は7.9%増と、20ヶ月連続の増加となりました。一方、有効求職者数（原数値）は44,554人で同1.2%減と、20ヶ月連続の減少となりました。また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.09倍（季節調整値）で、前月を0.01ポイント下回りました。なお、原数値は1.14倍と前年同月を0.09ポイント上回りました。



### 2 新規求人の動き

新規求人数は17,423人となり、前年同月比で4.8%増と19ヶ月連続の増加となりました。

産業別にみると、医療、福祉（前年同月比25.8%増）、卸売業、小売業（同9.9%増）などで増加となりましたが、宿泊業、飲食サービス業（前年同月比26.7%減）、生活関連サービス業、娯楽業（同20.9%減）などが減少となりました。

規模別でみると、300～499人（前年同月比29.3%増）、1,000人以上（同28.4%増）、30～99人（同7.0%増）、29人以下（同6.0%増）は増加となり、500～999人（前年同月比21.9%減）、100～299人（同15.4%減）は減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比5.9%の増加となり、常用的パートタイムは同7.5%の増加となりました。

### 3 新規求職の動き

新規求職申込件数は12,392人となり、前年同月比で1.3%増と2ヶ月連続で増加となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は67.2%（前年同月70.1%）と2.9ポイント下回り、数では前年同月比で3.0%の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で32.8%（前年同月29.9%）と2.9ポイント上回り、数では前年同月比で10.9%の増加となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数のうち34歳以下の若年者の占める割合は36.2%と前年同月（38.7%）を2.5ポイント下回りましたが、数では前年同月比で5.4%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は15.1%となり、前年同月（13.9%）を1.2ポイント上回り、数は前年同月比で10.2%の増加となりました。

### 4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,175件で、前年同月と比較し4.1%増と3ヶ月連続の増加となりました。また、新規求職申込件数に占める割合は17.6%と、前年同月（17.1%）を0.5ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は8,239人と、前年同月比で0.3%減と18ヶ月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は431人で、資格喪失者の割合では4.5%（前年同月5.9%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比18.2%減となりました。

# 「平成 28 年3 月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる!

平成27年4月27日、産・学・官の関係者出席のもと、茨城県就職問題検討会議を開催し、新規中学校、高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」を決定しました。

早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。

平成28年3月新規学校卒業者に関する採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。

	▽中学校卒業予定者	▽高等学校卒業予定者
求人申込み 及び受理	安定所において6月20日から開始 (他安定所への求人連絡は7月1日 以降)	安定所において6月20日から開始 (求人者への返戻、学校への求人票 の提出は7月1日以降)
推薦・選考	来年1月1日以降開始	9月5日以降推薦開始(文書到達主 義)、9月16日以降選考開始 10月1日以降は1人2社まで応募・ 推薦可能
就業開始	来年4月1日以降	卒業後

詳しくはハローワークにお問い合わせください。

※採用選考にあたって、事業主の皆さまにおかれましては次のことに配慮をお願いします。

- ①出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、応募者本人の有する適性と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点に立ち、合理的な選考がなされるようにすること。
- ②男女雇用機会均等法及び指針の募集・採用の部分に関して、女子と男子の均等な機会が与えられるとともに、障害者に対しては、格別の考慮がなされるようにすること。



非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

## キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ( )は中小企業以外の額
① 正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用等に転換 または ・ 直接雇用した場合	①有期→正規：1人当たり <b>50万円(40万円)</b> ★ ②有期→無期：1人当たり <b>20万円(15万円)</b> ③無期→正規：1人当たり <b>30万円(25万円)</b> ★ ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算(中小企業以外も同額)★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②③5万円加算(中小企業以外も同額)
② 多様な正社員 コース	・ 勤務地・職務限定正社員 制度を新たに規定 有期契約労働者等を ・ 多様な正社員に転換または 直接雇用等 正規雇用労働者を ・ 短時間正社員に転換または短 時間正社員を新たに雇い入れ	①勤務地・職務限定正社員制度規定・適用 ：1事業所当たり <b>40万円(30万円)</b> ②有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員 ：1人当たり <b>30万円(25万円)</b> ★ ③正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ ：1人当たり <b>20万円(15万円)</b> ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、1人当たり15万円加算(中小企業以外も同額)★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算(中小企業以外も同額)
③ 人材育成 コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (Off-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ 中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) ・ 育児休業中訓練 (Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり <b>800円(500円)</b> 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 最大 <b>30万円(20万円)</b> 中長期的キャリア形成訓練 最大 <b>50万円(30万円)</b> ※育児休業中訓練は訓練経費助成のみ OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり <b>800円(700円)</b>
④ 処遇改善 コース	すべてまたは一部の有期契約労働者等の 基本給の賃金テーブルを改定し、 <b>2%以上増額★</b> させた場合	①すべての賃金テーブル改定 ：1人当たり <b>3万円(2万円)</b> ★ ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 ：1人当たり <b>1.5万円(1万円)</b> ★ ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所 当たり20万円(15万円)加算(中小企業以外も同額)★
⑤ 健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする 「法定外の健康診断制度」を 新たに規定し、 <b>4人以上実施</b> した場合	1事業所当たり <b>40万円(30万円)</b>
⑥ 短時間労働者の 週所定労働時間 延長コース	有期契約労働者等の 週所定労働時間を25時間未 満から30時間以上に延長した 場合	1人当たり <b>10万円(7.5万円)</b>

◆ ★部分は、平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆ 受給までの流れは、裏面をご覧ください。

 厚生労働省・茨城労働局・ハローワーク

LL270427派企01

# 「平成27年度茨城雇用施策実施方針」の概要

～茨城県、市町村等関係機関との連携を中心として～

茨城労働局は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項の規定に基づき、「平成27年度茨城雇用施策実施方針」（以下「本方針」）という。）を策定しました。

本方針は、茨城労働局・ハローワークが推進する各種雇用施策の行政効果を高め、地域における雇用失業情勢の改善、地域の固有の雇用問題・課題を解決するためには、茨城県が推進する雇用、福祉、教育、産業振興、医療等の様々な施策と密接な連携を図ることが重要であることから、策定に当たり、茨城県知事の意見を聞き、その意見を踏まえて作成したものです。

本方針の概要は以下のとおりです。

## 1 女性の活躍推進

- ① 男女均等取扱いの確保徹底とポジティブ・アクション推進・・・男女雇用機会均等法等の周知・徹底、ポジティブ・アクションの取組推進
- ② 子育てする女性の就業希望の実現・・・ハローワーク水戸、日立、古河内のマザーズコーナーにおける、子育て中の女性等に対するワンストップのきめ細かな支援
- ③ 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備・・・仕事と家庭の両立支援制度の周知、助成金の支給等

ハローワーク(マザーズコーナー)



## 2 若者の活躍推進・正社員雇用の拡大

- ① 若者の活躍推進・・・新卒応援ハローワークをはじめハローワークにおける関係機関との連携による新卒者、未就職卒業者に対する支援、土浦わかものハローワーク等におけるフリーター等に対する支援、地域若者サポートステーションと連携したニート等に対する職業的自立への支援
- ② 非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇の改善・・・非正規労働者の正社員転換、処遇改善、キャリアアップ助成金等の活用等からなる「正社員実現加速プロジェクト」の推進

新卒応援ハローワーク



## 3 高齢者・障害者の活躍推進

- ① 高齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現・・・地方自治体と連携した高齢者に対する再就職支援の充実・強化、シルバー人材センター等と連携した就業機会の確保
- ② 障害者の就労促進・・・障害特性に応じた就労支援による雇用促進、職場定着支援、地域の関係機関との連携によるチーム支援、就職面接会、職業訓練の受講あっせん等

## 4 労働市場インフラの戦略的強化

- ① 産業界のニーズに合った職業訓練のベストミックスの推進・・・求人者及び求職者の訓練ニーズ把握及び関係機関への情報提供、茨城県地域職業訓練実施計画の策定
- ② 個人主導のキャリア形成の支援・・・茨城県等関係機関と連携したジョブ・カードの活用、周知、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施
- ③ 労働市場全体としてのマッチング機能の強化・・・ハローワークの求人情報をオンライン提供にすることによる、地方自治体独自の雇用対策の充実

## 5 重層的なセーフティネットの構築

- ① 求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者のセーフティネットの確保・・・茨城県、地方自治体等関係機関との連携による、対象者等に対する制度の周知・誘導等
- ② 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進など・・・ハローワーク、茨城県、地方自治体が一体となったチーム支援等による就労支援の充実・強化

## 6 働き方改革の実現

- ① 長時間労働削減に向けた働き方改革の推進・・・「茨城労働局『働き方改革』推進本部のもと、長時間労働削減に向けた働きかけ及び働き方改革の促進
- ② 最低賃金の引上げのための環境整備及び最低賃金の遵守の徹底・・・賃金引上げを行う中小企業・小規模事業者に対する助成、最低賃金の周知・啓発、監督指導による最低賃金遵守の徹底

## 7 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

- ① 「地域しごと創生プラン」の推進・・・地方自治体の雇用創出等の取組に対する支援、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき地方自治体が策定する地方版総合戦略における協議会及び雇用対策推進への協力
- ② 「地方拠点強化税制」の推進・・・良質な雇用機会を確保した企業に対する税制上の優遇
- ③ 人材不足分野における人材確保・育成対策の推進・・・人材確保のための各種助成金、雇用管理改善促進事業の推進、介護・医療・福祉・保育職種を希望する求職支援及び当該分野求人への充足支援サービス、建設関係職種の未紹介・未充足求人のフォローアップ等を行う「建設人材確保プロジェクト」推進



# 外国人を雇用する事業主の皆さまへ 外国人労働者の雇用保険手続をお忘れなく!

労働基準法等の労働関係法令及び健康保険法等の社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。

以下の要件に該当する労働者は、外国人であっても原則として雇用保険の被保険者となりますので、速やかな届出をお願いします。

## 雇用保険の適用要件

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上雇用見込みがあること(注)

(注) ②の適用要件について

31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当します。

例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されます。

- 雇用契約に更新する旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示がないとき
- 雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約で雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

また、雇用対策法第28条により、外国人の雇入れ時と離職時に、氏名・在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています\*。

雇入れ時の届出は、雇用保険の届出と同時に行うことができます。

届出方法については、裏面をご覧ください。

\*届出を怠ると30万円以下の罰金が科されます。

\*特別永住者と在留資格が「外交」「公用」の場合は、届出の対象とはなりません。

## 雇用保険届出時の注意点

- 届出の手続は外国人を雇用する事業主が「雇用保険被保険者資格取得届」を提出して行います。
- 過去に雇用保険の被保険者資格を有していたことが確認された場合には、遡及による手続が可能です。
- 事業主が届出の手続をしていないと思われる場合には、労働者自らハローワークに対し、雇用保険被保険者の資格があるか否かの確認を請求することができます。



厚生労働省・茨城労働局・ハローワーク

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
24年度月平均	14,362	3,226	10,965	11,967	4,682	1,631	38,569	48,253	3,862	10,913
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
25年 4月	13,013	3,029	9,844	15,597	5,684	3,027	37,174	52,399	4,353	10,584
5	13,977	3,020	10,842	12,985	4,899	1,937	36,182	52,638	3,921	12,121
6	12,920	3,007	9,801	10,857	4,239	1,404	35,735	50,397	3,677	11,905
7	14,644	3,193	11,330	11,578	4,474	1,575	37,212	49,421	3,921	12,445
8	15,025	3,276	11,628	10,382	4,097	1,358	38,489	47,265	3,180	12,111
9	15,174	3,717	11,326	11,649	4,393	1,526	40,783	47,274	3,822	11,346
10	16,172	3,750	12,299	11,874	4,460	1,604	42,530	47,273	4,117	10,950
11	15,954	3,502	12,347	9,645	3,733	1,308	42,805	44,877	3,625	9,993
12	13,302	2,754	10,471	7,715	2,841	1,099	41,048	40,394	3,119	9,475
26年 1月	17,453	4,004	13,341	12,365	4,703	1,777	42,701	41,512	3,322	9,337
2	17,544	3,599	13,804	10,868	4,121	1,469	44,837	42,222	3,504	8,562
3	16,624	3,285	13,241	12,227	4,708	1,691	47,248	45,083	5,056	8,263
26年 4月	16,591	3,702	12,710	15,026	5,355	2,821	45,050	46,915	4,555	7,988
5	16,114	3,431	12,552	11,532	4,177	1,892	43,873	46,638	3,918	9,346
6	15,657	3,232	12,206	10,822	3,993	1,585	43,683	45,366	3,887	9,355
7	16,366	3,805	12,414	10,818	4,083	1,617	43,656	44,240	3,600	9,962
8	17,037	3,246	13,657	9,721	3,695	1,349	44,950	42,754	3,038	9,787
9	17,995	3,888	13,838	11,602	4,262	1,672	47,866	43,657	3,825	9,737
10	18,244	3,938	14,081	11,278	4,172	1,812	48,926	43,995	3,839	9,268
11	16,001	3,257	12,647	8,533	3,120	1,327	47,149	40,902	3,117	8,621
12	14,810	2,957	11,713	7,454	2,727	1,122	45,239	37,189	2,884	8,385
27年 1月	18,337	4,058	14,124	11,947	4,332	1,849	45,912	38,755	3,003	8,377
2	19,470	3,732	15,575	11,817	4,204	1,758	49,356	41,295	3,436	8,246
3	17,423	3,373	13,897	12,392	4,453	1,864	50,961	44,554	5,017	8,239

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
24年度月平均	1.20	1.32	0.80	0.82	5.5	10.1	▲ 6.4	▲ 7.6	0.7	▲ 1.5	▲ 8.1	▲ 7.8	280	4.3
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9
26年度月平均	1.53	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.6
25年 4月	1.12	1.40	0.77	0.88	▲ 7.7	10.5	2.6	▲ 0.7	▲ 7.4	1.0	9.1	0.1	291	4.1
5	1.19	1.42	0.77	0.90	▲ 7.6	6.5	▲ 1.2	▲ 6.2	▲ 9.0	▲ 3.0	3.8	▲ 4.7	279	4.1
6	1.24	1.47	0.79	0.92	▲ 1.3	3.8	▲ 6.3	▲ 9.8	▲ 9.1	▲ 6.1	5.9	▲ 5.6	260	3.9
7	1.25	1.46	0.81	0.94	3.5	13.0	5.4	0.4	1.4	1.2	7.3	▲ 4.1	255	3.9
8	1.29	1.49	0.83	0.95	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 6.3	▲ 1.7	▲ 4.8	▲ 1.6	2.8	▲ 7.8	271	4.1
9	1.27	1.52	0.84	0.96	6.8	9.2	▲ 1.0	▲ 4.5	0.7	0.0	2.7	▲ 5.6	258	4.0
10	1.34	1.57	0.87	0.99	9.4	10.8	▲ 8.1	▲ 10.5	▲ 1.4	▲ 2.7	▲ 2.5	▲ 8.6	263	4.0
11	1.38	1.58	0.90	1.01	4.3	6.9	▲ 7.4	▲ 11.3	▲ 0.5	▲ 6.3	▲ 7.8	▲ 11.9	249	3.9
12	1.40	1.60	0.93	1.03	16.7	10.9	▲ 5.1	▲ 6.8	3.6	▲ 1.2	▲ 9.7	▲ 10.9	225	3.7
26年 1月	1.40	1.63	0.95	1.04	20.8	12.9	▲ 1.5	▲ 6.7	8.8	▲ 0.4	▲ 13.7	▲ 14.3	238	3.7
2	1.51	1.63	0.97	1.05	8.2	7.1	▲ 13.5	▲ 11.0	1.5	▲ 2.3	▲ 17.2	▲ 15.7	232	3.6
3	1.50	1.64	1.01	1.07	15.6	5.4	▲ 7.8	▲ 9.7	2.2	▲ 2.6	▲ 18.9	▲ 15.6	246	3.6
26年 4月	1.51	1.64	1.04	1.08	27.5	10.0	▲ 3.7	▲ 6.0	4.6	▲ 4.3	▲ 24.5	▲ 17.7	254	3.6
5	1.51	1.64	1.05	1.09	15.3	4.0	▲ 11.2	▲ 10.5	▲ 0.1	▲ 6.7	▲ 22.9	▲ 20.2	242	3.5
6	1.51	1.65	1.07	1.10	21.2	8.1	▲ 0.3	▲ 1.7	5.7	▲ 0.7	▲ 21.4	▲ 12.4	245	3.7
7	1.48	1.66	1.06	1.10	11.8	4.5	▲ 6.6	▲ 9.3	▲ 8.2	▲ 6.4	▲ 20.0	▲ 13.2	248	3.8
8	1.53	1.65	1.07	1.10	13.4	▲ 0.6	▲ 6.4	▲ 9.2	▲ 4.5	▲ 8.1	▲ 19.2	▲ 12.9	231	3.5
9	1.57	1.68	1.07	1.10	18.6	6.3	▲ 0.4	▲ 1.8	0.1	▲ 1.9	▲ 14.2	▲ 8.8	233	3.6
10	1.58	1.69	1.07	1.10	12.8	1.1	▲ 5.0	▲ 6.7	▲ 6.8	▲ 6.5	▲ 15.4	▲ 10.4	233	3.5
11	1.53	1.69	1.09	1.12	0.3	▲ 4.4	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 14.0	▲ 10.9	▲ 13.7	▲ 11.2	219	3.5
12	1.62	1.77	1.11	1.14	11.3	5.6	▲ 3.4	▲ 4.7	▲ 7.5	▲ 5.9	▲ 11.5	▲ 8.2	210	3.4
27年 1月	1.52	1.77	1.10	1.14	5.1	3.0	▲ 3.4	▲ 6.7	▲ 9.6	▲ 5.7	▲ 10.3	▲ 9.5	231	3.6
2	1.52	1.63	1.10	1.15	11.0	1.7	8.7	1.0	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 3.7	▲ 7.5	226	3.5
3	1.53	1.72	1.09	1.15	4.8	4.7	1.3	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 0.3	▲ 5.3	228	3.4

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。  
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む  
 3. ▲印は減少を示す。  
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。  
 なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)  
 5. 平成26年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。